

山梨県公報

号外第二十号

平成十五年

三月二十七日

木 曜 日

目 次

規 則

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則……………一

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則……………二

山梨県母体保護法施行細則……………二五

山梨県砂防指定地管理条例施行規則……………三六

山梨県砂防指定地管理条例施行規則……………三六

県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則……………五四

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………五四

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………五四

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………五四

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則……………五七

山梨県市町村振興資金条例施行規則の一部を改正する規則……………五七

山梨県辺地振興条例施行規則の一部を改正する規則……………六一

山梨県過疎地域振興条例施行規則の一部を改正する規則……………六五

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………六九

山梨県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………六九

山梨県立育精福祉センター管理規則等の一部を改正する規則……………七七

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………八一

山梨県障害者居住条例施行規則の一部を改正する規則……………八九

山梨県立自然公園条例施行規則及び山梨県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………八九

山梨県鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則の一部を改正する規則……………九六

山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一七

規 則

山梨県規則第三十六号

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号。以下「特例条例」という。)の規定により規則で定める事務は、次の表の上欄に掲げるものにあつては、それぞれ同表の下欄のとおりとする。

<p>一 特例条例第二条の表二十 三の五の項トの規定により 定める事務</p>	<p>山梨県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年山梨県規則第二十二号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 規則第六条第三項の掛金減額申請書の受付 ロ 規則第七条第一項の年金給付請求書の受付 ハ 規則第八条の加入等証書再交付申請書の受付 ニ 規則第十条第一項の弔慰金給付請求書の受付 ホ 規則第十条第二項の脱退一時金給付請求書の受付 ヘ 規則第十一条第一項の加入者等脱退(口数減少)届書の受付</p>
<p>二 特例条例第二条の表三十 二の項の規定により定める 事務</p>	<p>山梨県療育手帳交付規則(平成十五年山梨県規則第二十九号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 規則第三条の療育手帳交付申請書の受付 ロ 規則第四条第二項(第六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による療育手帳の引渡し</p> <p>八 規則第六条第二項の再判定申請書の受付 ニ 規則第七条第一項の療育手帳再交付申請書の受付及び再交付された療育手帳の引渡し ホ 規則第七条第二項及び第九条第一項の規定による療育手帳の返還の受付 ヘ 規則第八条第一項の療育手帳記載事項変更届の受付 ト 規則第八条第二項の規定による療育手帳への変更内容の記載及び当該療育手帳の引渡し</p>

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十七号

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十四年山梨県条例第四十一号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(犬を飼養し、又は保管している旨の表示)

第二条 条例第八条第二項の規定による犬を飼養し、又は保管している旨の表示は、第一号様式により行わなければならない。

(多頭飼養者の適用除外)

第三条 条例第十二条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 現に警察活動に使用し、又は使用する目的で訓練を受けている犬で警察の所有するものを飼養する者

二 身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第三条第一項に規定する訓練事業者で、同法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養しているもの

三 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号。以下「法」という。)第五条第四項及び第二十四条第三項の規定により実験動物の飼養及び保管等に関し環境大臣が定める基準に規定する実験動物として、犬及びねこを飼養する者(多頭飼養の届出)

第四条 条例第十三条第一項の規定による届出は、犬及びねこの多頭飼養届(第二号様式)により行わなければならない。

2 条例第十三条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 種類
- 二 性別
- 三 年齢
- 四 犬にあつては体格

(多頭飼養の変更等の届出)

第五条 条例第十四条第一項及び第二項の規定による届出は、犬及びねこの多頭飼養変

更(廃止)届(第三号様式)により行わなければならない。

2 条例第十四条第一項の規則で定める軽微な変更は、飼養する犬及びねこの増加した数が増加前の数の三パーセント未満の変更とする。

(危険な動物の飼養施設内での飼養等の適用除外)

第六条 条例第十七条第三号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 危険な動物を試験、研究又は繁殖の用に供する場合
- 二 危険な動物の疾病を予防し、又は治療する場合
- 三 危険な動物を訓練する場合
- 四 危険な動物の飼養施設を改修する場合

(危険な動物の飼養等の許可の適用除外)

第七条 条例第十八条第七号の規則で定める場合は、社団法人日本動物園水族館協会の会員が設置し、及び管理する施設内で、危険な動物を飼養し、又は保管する場合とする。

(危険な動物の飼養等の許可の申請)

第八条 条例第十九条第一項の規定による許可の申請は、危険な動物の飼養又は保管許可申請書(第四号様式)により行わなければならない。

2 条例第十九条第一項第八号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 飼養又は保管の開始予定日
- 二 性別
- 三 年齢

3 条例第十九条第二項の規則で定める書類は、危険な動物の飼養又は保管の作業に主として従事する者についての麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒患者であるかにかに關する医師の診断書とする。

(危険な動物の飼養施設の基準)

第九条 条例第二十号の規則で定める飼養施設の基準は、別表のとおりとする。

(変更の許可の申請書)

第十条 条例第二十二号第一項の規定による変更の許可の申請は、危険な動物の飼養又は保管変更許可申請書(第五号様式)により行わなければならない。

(変更等届)

第十一条 条例第二十三条の規定による変更及び廃止の届出は、危険な動物の飼養又は保管変更(廃止)届(第六号様式)により行わなければならない。

(許可を要しない飼養等の届出)

第十二条 条例第二十四条第一項の規則で定める場合は、第七条に規定する場合とする。

2 条例第二十四条第一項の規定による飼養の届出は、許可を要しない危険な動物の飼

養又は保管届（第七号様式）により行わなければならない。

3 条例第二十四条第三項の規定による変更及び廃止の届出は、許可を要しない危険な動物の飼養又は保管変更（廃止）届（第八号様式）により行わなければならない。

（危険な動物の飼養等の標識）

第十三条 条例第二十五条の規則で定める標識は、第九号様式のとおりとする。

（動物取扱業確認済証）

第十四条 条例第二十八条第二項の規則で定める動物取扱業確認済証は、第十号様式のとおりとする。

（動物取扱業確認済証の返納届等）

第十五条 条例第三十条第二項及び第四項の規定による返納は、動物取扱業確認済証返納届（第十一号様式）により行わなければならない。

2 条例第三十条第三項の届出は、動物取扱業確認済証破損（汚損・紛失）届（第十二号様式）により行わなければならない。

（犬及びねこの引取り依頼書）

第十六条 法第十八条第一項及び第二項の規定による犬及びねこの引取りの依頼は、犬又はねこの引取り依頼書（第十三号様式）により行わなければならない。

（引き取った所有者の判明しない犬又はねこの公示）

第十七条 条例第三十三条第四項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 拾得場所

二 犬又はねこの別

三 種類

四 性別

五 毛の色

六 その他の特徴

2 前項の公示は、所有者の判明しない犬又はねこの引取りを行った地域振興局健康福祉部（保健所がその属する地域振興局健康福祉部と住所を異にする場合にあっては、当該保健所。以下同じ。）又は山梨県動物愛護指導センターの掲示場に掲示することにより行うものとする。

（抑留した犬の公示）

第十八条 条例第三十四条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 捕獲場所

二 種類

三 性別

四 毛の色

五 その他の特徴

2 前項の公示は、犬を捕獲した場所を所管する地域振興局健康福祉部の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（係留されていない犬等の薬物による捕獲及び周知の方法）

第十九条 条例第三十四条第五項の捕獲の方法は、次のとおりとする。

一 使用する薬物は、睡眠薬とすること。

二 道路、空地、広場、堤防その他の監視のしやすい場所に、必要な時間を限って、薬物を含むえさ（以下この条において「えさ」という。）を置くこと。

三 薬物を含む旨を表示した紙片等をえさに添え置き、かつ、捕獲に従事している職員が、えさを置いた場所を監視すること。

四 第二号に規定する時間が経過した後は、直ちにえさを回収すること。

2 条例第三十四条第五項の周知の方法は、捕獲をする対象、場所、期間及び時間、えさの種類及び特徴その他必要な事項を、捕獲を実施する区域内及びその近傍の公衆の見やすい場所に捕獲を開始する日の三日前から掲示するほか、これらの事項について放送し、回覧し、又はちらしを配布することにより行うものとする。

（負傷動物の公示）

第二十条 条例第三十五条第二項において準用する条例第三十四条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 収容場所

二 種

三 種類

四 性別

五 毛の色

六 その他の特徴

2 前項の公示は、山梨県動物愛護指導センターの掲示場に掲示することにより行うものとする。

（緊急時等の通報を受ける職員）

第二十一条 条例第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条第二項の規則で定める職員は、地域振興局健康福祉部において動物の愛護及び管理に関する事務に従事する職員とする。

（事故届）

第二十二条 条例第三十八条第一項の規定による届出は、犬（危険な動物）による事故

届(第十四号様式)により行わなければならない。

(身分証明書)

第二十三条 条例第四十条第二項の身分を示す証明書は、第十五号様式のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 次の規則は、廃止する。

一 山梨県犬管理条例施行規則(昭和四十七年山梨県規則第二十号)

二 山梨県危険な動物の飼養規制条例施行規則(昭和五十五年山梨県規則第三十六号)

(関係規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の山梨県犬管理条例施行規則又は山梨県危険な動物の飼養規制条例施行規則の規定により提出されている申請書、届出その他の書類は、この規則の相当規定により提出された申請書、届出その他の書類とみなす。

別表（第九条関係）
 一 おり等を用いる施設

こ	ね	ヒョウ属（ライオン及びトラに限る。）	おまきざる科、おながざる科及びてながざる科	ひと科	危険な動物	施設	規模の標準			構造
ネコ属のうち、ヒョウ属（ライオン及びトラを除く。）、ウ属及びチータ	ト三メートル	ト四メートル	ト三メートル	ト五メートル	ト五メートル	ト五メートル	間口	奥行	高さ	主構造
	ト三メートル	ト三メートル	ト三メートル	ト五メートル	ト五メートル	ト五メートル	鉄骨等	帯鉄	金網	
		直径十三ミリ以上、間隔八センチメートル以下	全面について、直径四ミリ以上、網目三センチメートル以上のもの				リコンクリート造り	床	錠	その他の構造
		厚さ五ミリメートル以上、間隔五センチメートル以下	床から一・五メートルの高さまで、直径二・六ミリメートル以上、網目四センチメートル以下のひし形のもの				内開き戸、外開き戸	二重戸	錠	
										その他

かみつきがめ科 、どくとかがけ科 、なみへび科 コブラ科及びく さりへび科	強化ガ ラス槽	一メー トル	一メー トル	一メー トル
排水孔は、逸走 を防止できる構 造であること。 血清を用意する こと(かみつき がめ科を除く。)。 おり等から一メ ートル以上離れ たところに、幼 児がくぐり抜け るこののできな い構造の人止め さくが設置され ていること。				

注 1 規模は、一個体当たりの規模とする。二個体以上飼養し、又は保管する場合は、一個体増すごとに表による面積にその五十パーセントを加えるものとする。
 2 危険な動物の取扱いに熟練した者が管理する場合であつて、危険な動物の大きさ、成長の程度等により、知事が安全上支障がないと認めるときは、この表に規定する基準を緩和し、又は適用しない。

二 さく、擁壁又は空堀を用いる施設

危険な動物		施設			主 要 構 造				そ の 他
ひと科、おまき ざる科、おなが ざる科及びてな がざる科	擁壁	高さ	空堀		幅	深さ	高さ	四メートル以上	擁壁の内面は、平滑ですき間がないものであること。 さく等を固定するための基礎は、コンクリート造りであること。 出入口の戸は二重戸とし、一の戸ごとに二以上の施錠設備が設置されていること。 さく等から二メートル以上(ぞう科及びきりん科にあつては、六メートル以上)離れたところに、幼児がくぐり抜けることのできな構造の人止めさくが設置されていること。 必要に応じて、危険な動物の逸走を防止するための通電設備、警報装置等の設備が設置されていること。
			高さ	深さ					
ねこ科(ヒヨウ 属のうちライオ ン及びトラに限 る。)	金網さく	高さ	網目	直径	幅	高さ	四メートル以上		
							七ミリメートル以上		
擁壁	金網さく	高さ	網目	直径	幅	十センチメートル以下	五メートル以上		
						忍び返し		五十センチメートル以上	
擁壁		高さ					四・五メートル以上		

きりん科			さい科、かば科 及びうし科						ぞう科					くま科						
金網さく			空堀		擁壁	鉄さく				空堀		擁壁	鉄さく		空堀		擁壁	空堀		
高さ	網目	直径	幅	深さ	高さ	高さ	間隔	直径	幅	深さ	高さ	高さ	間隔	外径	幅	深さ	高さ	幅	深さ	
二メートル以上	五センチメートル以下	四ミリメートル以上	五メートル以上	一・五メートル以上	二メートル以上	二メートル以上	五十センチメートル以下	十センチメートル以上	五メートル以上	一・五メートル以上	三メートル以上	三メートル以上	三メートル以上	五センチメートル以下	十四センチメートル以上	四メートル以上	三・五メートル以上	三・五メートル以上	十メートル以上	四・五メートル以上

ひくいどり科	擁壁		空堀		金網さく		コンクリート製擁壁	
	高さ	幅	高さ	深さ	高さ	網目	高さ	幅
	四メートル以上		一・五メートル以上	四メートル以上	一・八メートル以上	五センチメートル以下	八センチメートル以上	
			一・五メートル以上	四メートル以上	一・八メートル以上			
			五メートル以上					

擁壁の内面は、平滑ですき間がないものであること。
 擁壁は、地中に三十センチメートル以上埋設されていること。
 擁壁から一メートル以上離れたところに、幼児がくぐり抜けることのできない構造の人止めさくが設置されていること。

注 1 この表は、サファリ式施設（危険な動物が放し飼いにされているところに、直接人が入って観覧する形式の施設をいう。次号において同じ。）には、適用しない。

2 危険な動物の取扱いに熟練した者が管理する場合であつて、危険な動物の大きさ、成長の程度等により、知事が安全上支障がないと認めるときは、この表に規定する基準を緩和し、又は適用しない。

三 サファリ式施設

イ 飼養し、又は保管することのできる危険な動物は、哺乳綱に属するものであること。
 ロ 放し飼いをする区域は、危険な動物の体力、習性等に応じ、堅固であり、かつ逸走を防止できる構造の二重のさくで囲われていること。

ハ さくは、前号の基準に準じたものであること。
 ニ ハに掲げるもののほか、危険な動物の逸走を防止するための忍び返し又は通電設備が設置されていること。

ホ さくの内側五メートル以内には、危険な動物の逸走の助けとなる樹木、工作物等がないこと。

注 危険な動物の取扱いに熟練した者が管理する場合であつて、危険な動物の大きさ、成長の程度等により、知事が安全上支障がないと認めるときは、この基準を緩和し、又は適用しない。

第1号様式（第2条関係）



注 外わくの直径は、5センチメートル以上とする。

第2号様式(第4条関係)

犬及びねこの多頭飼養届

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

犬及びねこの飼養数が山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第12条に規定する飼養数以上に達したので、同条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

犬及びねこの数		犬 () 頭					ねこ () 匹					
種類等	犬及びねこの別											
	種類											
	性別											
	年齢											
	体格(犬のみ)											
飼養施設の所在地												
飼養の方法	管理をする者の氏名											
	糞尿の処理方法											
	動物の死体の処理方法											
	周辺的生活環境を保全する方法											

- 注 1 申請書に添付する飼養施設の配置図は、寸法等を詳細に記載すること。
2 この用紙に記入しきれない場合は、別の用紙を使用して記載すること。

犬及びねこの多頭飼養変更(廃止)届

年 月 日

山梨県知事

殿

届出者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

印

犬及びねこの多頭飼養について変更(廃止)したので、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第14条第1項(第14条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 多頭飼養の届出年月日
- 2 飼養施設の所在地
- 3 変更(廃止)年月日
- 4 変更事項

変更事項		変更後	
住所			
氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)			
犬及びねこの数等	数	犬()頭	ねこ()匹
	種類		
	性別		
	年齢		
	体格		
飼養の方法			

- 注 1 廃止の届出にあっては、変更事項は記入しないこと。
 2 この用紙に記入しきれない場合は、別の用紙を使用して記載すること。

第4号様式(第8条関係)

危険な動物の飼養又は保管許可申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

危険な動物を飼養し、又は保管したいので、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。

種等	種	
	数	
	性別	
	年齢	
飼養又は保管の目的		
飼養施設の所在地		
飼養施設の設置場所		
飼養施設の構造及び規模		
飼養又は保管の作業に主として従事する者	氏名	
	住所	
飼養又は保管の開始予定日		
地震、火災等の災害の場合における逸走の防止その他講ずべき措置		

- 注 1 飼養又は保管の目的については、愛がん、販売、貸出し、展示等の区分により記入すること。
- 2 申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 飼養施設の配置図
 - (2) 縮尺1万分の1以上の飼養施設付近の見取図
 - (3) 仕様、寸法等を詳細に記載した飼養施設の構造及び規模を示す平面図及び立面図
 - (4) 危険な動物の飼養又は保管の作業に主として従事する者についての麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒患者であるかないかに関する医師の診断書

危険な動物の飼養又は保管変更許可申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

危険な動物の飼養又は保管について変更したいので、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 飼養又は保管許可年月日
- 2 飼養又は保管許可指令番号
- 3 変更予定年月日
- 4 変更事項

変更事項		変更前	変更後
動物の数	数を増やそうとする場合		
	飼養し、又は保管している危険な動物から出生した危険な動物を出生後30日を超えて引き続き飼養し、又は保管しようとする場合		
飼養施設の構造及び規模			

5 変更の理由

注 飼養施設の構造及び規模の変更にあつては、仕様、寸法等を詳細に記載した飼養施設の構造及び規模を示す平面図及び立面図を添付すること。

第6号様式(第11条関係)

危険な動物の飼養又は保管変更(廃止)届

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

危険な動物の飼養又は保管の許可事項を変更(廃止)したので、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 飼養又は保管許可年月日
- 2 飼養又は保管許可指令番号
- 3 変更(廃止)年月日
- 4 変更事項

変更事項	変更前	変更後
住所		
氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
危険な動物の数の減少		
飼養又は保管の目的		
地震、火災等の災害の場合における逸走の防止その他講ずべき措置		
飼養又は保管の作業に主として従事する者の氏名及び住所		

5 変更(廃止)の理由

- 注 1 飼養又は保管の作業に主として従事する者を変更した場合は、新たに飼養又は保管の作業に主として従事する者についての麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒患者であるかないかに関する医師の診断書を添付すること。
- 2 廃止の届出にあっては、変更事項は記入しないこと。

許可を要しない危険な動物の飼養又は保管届

年 月 日

山梨県知事

殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

許可を要しない危険な動物の飼養又は保管について、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

種等	種	
	数	
	性別	
	年齢	
飼養又は保管の目的		
施設の所在地		
施設の設置場所		
施設の構造及び規模		
飼養又は保管の作業に主として従事する者	氏名	
	住所	
飼養又は保管の開始予定日		
地震、火災等の災害の場合における逸走の防止その他講ずべき措置		

注 添付書類は、次のとおりとする。

- 1 飼養施設の配置図
- 2 縮尺1万分の1以上の飼養施設付近の見取図
- 3 仕様、寸法等を詳細に記載した飼養施設の構造及び規模を示す平面図及び立面図

第8号様式(第12条関係)

許可を要しない危険な動物の飼養又は保管変更(廃止)届

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者
住 所
氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

許可を要しない危険な動物の飼養又は保管について届出事項を変更(廃止)したので、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第24条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 飼養又は保管届出年月日
- 2 変更(廃止)年月日
- 3 変更事項

変更事項		変更前	変更後
住所			
氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)			
危険な動物の種及び数			
飼養施設の構造及び規模			
飼養又は保管の作業に主として従事する者	氏名		
	住所		
危険な動物の飼養又は保管の開始予定日			
危険な動物の性別及び年齢			
地震、火災等の災害の場合における逸走防止その他講ずべき措置			

4 変更(廃止)の理由

- 注
- 1 飼養施設の構造及び規模の変更にあつては、仕様、寸法等を詳細に記載した飼養施設の構造及び規模を示す平面図及び立面図を添付すること。
 - 2 飼養又は保管の作業に主として従事する者を変更した場合は、新たに飼養又は保管の作業に主として従事する者についての麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒患者であるかないかに関する医師の診断書を添付すること。
 - 3 廃止の届出にあつては、変更事項は記入しないこと。

第9号様式(第13条関係)

←----- 30センチメートル ----->	
危 険 な 動 物	
種	
許可年月日 山梨県指令 第 号	
↑----- 20センチメートル -----↓	

- 注 1 材質は、金属又は合成樹脂とする。
2 地色は黄とし、文字の色は黒とする。

番 号

動物取扱業確認済証

次の動物取扱業の飼養施設について、その構造が動物取扱業に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準（平成12年総理府令第73号）第2条の規定に適合していることを確認しました。

氏名又は名称
住所
事業所の名称
事業所の所在地
動物取扱業の種別
主として取り扱う動物の種類

年 月 日

山梨県知事

印

注 この用紙は、日本工業規格A4とする。

動物取扱業確認済証返納届

年 月 日

山梨県知事

殿

届出者

住 所
氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

印

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第30条第2項（第30条第4項）の規定により返納します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 書換え交付（再交付）年月日

注 書換え前の動物取扱業確認済証又は発見した動物取扱業確認済証を添付すること。

第12号様式（第15条関係）

動物取扱業確認済証破損（汚損・紛失）届

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者
住 所
氏 名 印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

動物取扱業確認済証を破損（汚損・紛失）したので、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第30条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 動物取扱業確認済証交付年月日
- 4 動物取扱業確認済証番号
- 5 破損（汚損・紛失）した年月日

注 破損し、又は汚損した動物取扱業確認済証を添付すること。

犬又はねこの引取り依頼書

年 月 日

山梨県知事

殿

依頼者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

印

動物の愛護及び管理に関する法律第 18 条第 1 項 (第 18 条第 2 項) の規定により、次のとおり犬又はねこの引取りを依頼します。

1 継続して飼養することができない理由 (引取りを求める理由)

2 引取りを依頼する犬又はねこに関する事項

犬又はねこの別	種類	性別

3 犬又はねこを拾得した場合にあっては、その状況

犬 (危険な動物) による事故届

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者
 住 所
 氏 名 印
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

犬 (危険な動物) が人の生命、身体又は財産に害を加えたので、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事項		内 容					
事故の発生日時		年 月 日 時					
事故の発生場所							
事故の原因							
事故を加えた動物	犬	犬名		種類		年齢	
		性別		毛の色		体格	
		登録番号		年度登録		番	
		注射済票番号		年度		番	
	危険な動物	種類		性別		年齢	
		許可番号 (許可を要しない飼養の場合は届出年月日)					
飼養又は保管の作業に従事していた者		住所					
		氏名					
被害者		住所					
		氏名		性別		年齢	
被害の概要							
応急措置及び新たな事故の発生防止措置の概要							

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	写 真
所 属 職 氏 名	
上記の者は、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例 第40条第1項の規定により立入調査をする職員である ことを証明する。	
年 月 日	
山梨県知事	印

(裏)

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（抜すい）

（立入調査等）

第四十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、犬又は危険な動物の飼い主その他の関係者から必要な事項の報告を求め、又はその職員に、危険な動物の飼養施設の設置場所、犬が飼養され、若しくは保管されている土地その他関係のある場所に立ち入り、飼養の状況等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注 この用紙は、日本工業規格A7とする。